

岩手県告示第 766 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 7 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡滝沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市前九年三丁目 227 番 14 地先から青山二丁目 6 番地 先まで	新	m 29.0～10.1	m 129.5
	旧	12.9～7.5	129.5
盛岡市青山二丁目 4 番 1 地先から 7 番 1 地先まで	新	32.5～11.7	219.0
	旧	22.0～11.5	219.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 18 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで